

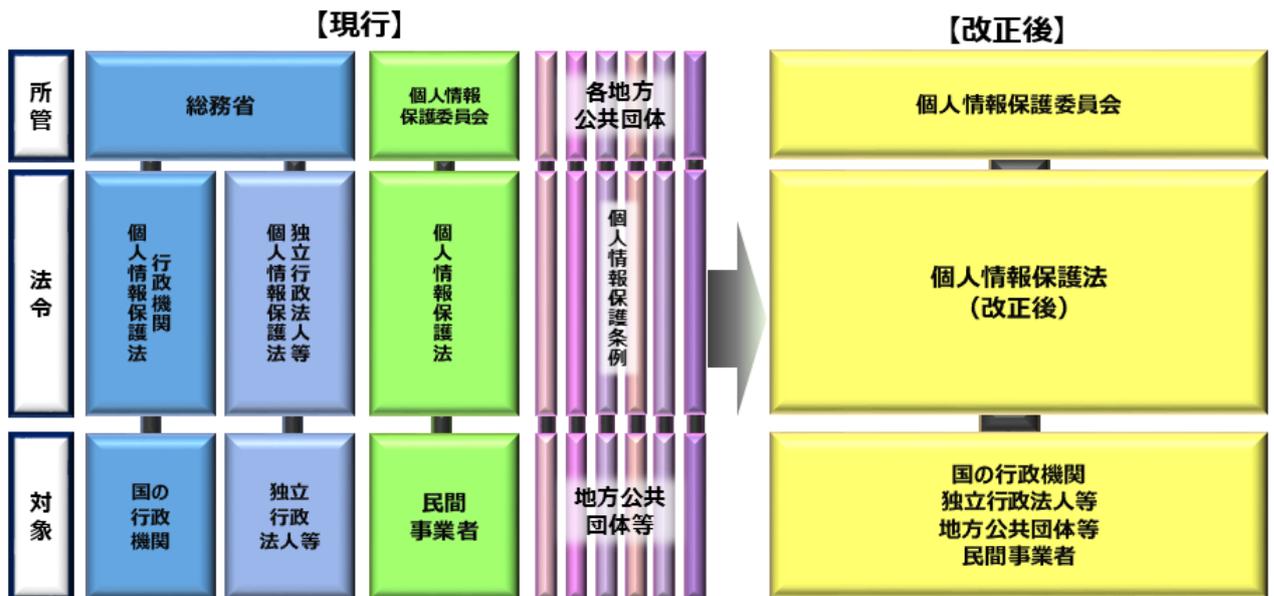
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の対応について

1 個人情報の保護に関する法律の改正と藤沢市個人情報の保護に関する条例について

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が改正されました。

この改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体に ついてそれぞれ分かれていた規律が、改正法に統合され、全国的な共通ルールとなります。また、当該規律について、個人情報保護委員会が一元的に解釈運用することになりました。

令和5年4月1日からは、本市でも法が直接適用されるため、現行の藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「個人情報保護条例」という。)を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定する藤沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)として制定するとともに、法の規定に則って、個人情報の保護を適正に行ってまいります。



2 法と条例との関係について

法で定められた全国共通ルールに基づき、地方公共団体が条例で定めることができるのは、次の事項となります。

(1) 条例で定めることが想定され、委任規定が設けられている事項

- ・ 開示請求手数料(法第89条第2項)
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料(法119条第3項及び第4項)

(2) 条例で定めることが許容される事項

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容(法第60条第5項)
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)
- ・ 開示請求等の手続(法第107条第2項及び第108条)
- ・ 審議会等の設置(専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問のため(法第129条))

3 個人情報保護条例からの変更点について

(1) 保有個人情報開示請求から決定及び諾否期限延長の期間について

個人情報保護条例では、保有個人情報開示請求から開示決定等まで15日間、諾否期間延長を最大で45日間、合計60日間としています。

施行条例では、法と同様に、保有個人情報開示請求から開示決定等まで30日間、諾否期間延長を最大で30日間、合計60日間とする予定です。



(2) 死者の情報の取り扱いについて

法では、個人情報の定義について、「生存する個人に関する情報」と定められています。

現行の個人情報保護条例では生死の区分がありませんが、今後は、死者の情報は、個人情報の定義からは外れることとなります。

ただし、死者に関する情報のうち、当該情報が生存する遺族等の個人に関する情報でもある場合には、「生存する個人に関する情報(個人情報)」として保護の対象となります。

(3) 個人情報利用状況の公表について

法では、市の個人情報の利用状況について、国の機関と同様に「個人情報ファイル簿」を作成して公表することを定めています。これに伴い、現在同様の役割を担っている「個人情報取扱事務登録簿」を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更する予定です。

4 個人情報保護条例と同様の扱いとするものについて

・ 開示請求時の費用負担について

現行と同様に、保有個人情報の開示請求をする際の手数料は無料とする予定です。写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を申し受けます。

5 今後導入を検討するものについて

・ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入について

個人情報を復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」については、法に基づき、都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始されます。ただし、その他の市町村については、当分の間、外部提供は任意で、義務を課せられておりません。そのため、本市では、提供の開始時期について検討してまいります。

6 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施【令和4年6月6日～7月8日】
- (2) パブリックコメントの意見集約、市議会への報告【令和4年7月～9月】
- (3) 条例案の作成【令和4年9月～10月】
- (4) 市議会への条例議案の上程【令和4年12月】
- (5) 条例施行【令和5年4月】

以 上

(市民自治部 市民相談情報課)